

いのこし在宅介護センター障害者福祉サービス重要事項説明書 (Ver.06.04.01)

あなたに対する在宅介護サービスの提供開始にあたり、当事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業所概要

事業所名称 医療法人博報会 いのこし在宅介護センター
所在地 名古屋市名東区猪子石原一丁目1501番地
法人種別 医療法人
代表者名 理事長 柵木 充明
電話番号 052(715)5622
FAX番号 052(777)5622
愛知県から指定を受けているサービスの種類及 居宅介護・重度訪問介護・同行援護
介護保険事業所番号 2318000177

2. 事業の目的と運営方針

- (1) 医療法人博報会が開設するいのこし在宅介護センター（以下「事業所」という）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法という）に規定する居宅介護、重度訪問介護、同行援護（以下「居宅介護事業等」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定めます。
- (2) 障害者総合支援法の対象の方と市町村が認める方に対し、適正な居宅介護事業等サービスを提供することを目的とします。
- (3) 事業所の訪問介護員等は、利用者の心身の特性を踏まえ居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。
- (4) 当事業所は、利用者の人権の擁護、身体拘束及び虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。
- (5) 居宅介護事業等の実施にあたっては、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、関係市区町村とも連携し総合的なサービスの提供に努めます。
- (6) 事業所は、施設内感染及び食中毒等の予防・まん延防止に努め、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。
- (7) 現場における生産性の向上に資する取組の促進を図り、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び業者の負担軽減に資するように努めます。

3. 従業員の職種、員数、及び職務内容

事業所の従事者の職種、員数は次のとおりであり、必置職員数は法令の定めるところによります

管理者	1人	(他事業所と兼務)
サービス提供責任者	1人以上	
訪問介護員等	3人以上	(サービス提供責任者を含む)

4. 営業時間

営業日 月曜日～金曜日 営業時間 8時45分～17時30分
注) 年末年始(12月30日～1月3日)は除きます。

5. 通常の事業の実施範囲

当事業所の実施地域は名東区、守山区、千種区及び長久手市、尾張旭市とします。

6. 苦情申立窓口

- (1) 事業所設窓口担当者(主任) 村瀬 美菜子 連絡先 052(715)5622
(2) 名古屋市健康福祉局障害福祉局障害者支援課

ご利用時間 平日 午前8時45分～午後5時15分

連絡先 052(238)0567

- (3) 愛知県運営適正化委員会

ご利用時間 平日 午前9時～午後5時

連絡先 052(212)5515

7. 事故発生時の対応及び賠償責任

- (1) サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに名古屋市及び関係各機関並びに利用者のご家族又は身元引受人、身体の状況等の必要に応じて主治医に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、不可抗力による場合を除き、速やかに誠意をもって損害賠償を行います。但し、当該事故の発生につき、利用者側に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができます。
- (3) 乙は、万一の事故の発生に備えて、損害保険ジャパン(株)の賠償責任保険に加入しております。

8. 第三者評価の実施状況

実施の有無：無

9. その他運営に関する事項

- (1) 事業所では、適切な介護保険サービスの提供を確保する観点から、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動は、従業者の就業環境が害されることを防止するため必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護事業等サービスの提供を継続的に実施するため業務継続計画を策定し必要な措置を講じます。
- (3) 事業所では、職員が身の危険を感じた際には理由のいかんに関わらず、最寄の警察に通報し、断固たる対応をいたします。